



# 新型コロナウイルス感染症対応の 変更について

皆様には、日頃より西鎌倉ぼっけの活動にご協力とご理解をいただきありがとうございます。

令和5年5月8日付けで、新型コロナ感染症が5類に移行することにより、西鎌倉ぼっけとして感染症対策の変更点等がありますので、お知らせいたします。

## 1.マスク着用について

基本的には、ご家庭の判断にお任せいたしますが、咳や咽頭痛などの風邪症状のある時、私共の判断でマスク着用をお願いする場合があります。

## 2.陽性になった場合

新型コロナ感染症になった場合は西鎌倉ぼっけへの参加はできません。参加ができない期間は、発症日を0日とし、5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでです。

## 3.濃厚接触について

5類に移行後は、保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることや、外出自粛などの行動制限はありませんが、西鎌倉ぼっけとしては、同居家族が陽性になった場合には西鎌倉ぼっけへの参加はお控えいただければと思います。

5類移行後もウィルスの感染性が変わるわけではありません。これからも西鎌倉ぼっけでは感染拡大を防ぐために、対策をまいります。

新型コロナ感染症に限らず、お子様の体調に変化が見られた場合には、大事にいたらぬ前に無理をせず、十分な休息をお取りください。引き続き、ご理解ご協力をお願い致します。

2023年5月8日

鎌倉市第十地区主任児童委員（民生委員児童委員）

窓口：鎌倉市役所生活福祉課 0467-61-3958

